

## はじめに

東京都食品安全審議会（以下「審議会」という。）は、平成 16 年 7 月 29 日、「東京都食品安全推進計画の考え方」について知事から諮問を受け、各方面の専門家による様々な視点からの審議を行うため、検討部会を設置した。

検討部会においては、「東京都食品安全条例」（以下、「食品安全条例」という。）に示された目的、基本理念等を踏まえ、食品安全推進計画を策定するにあたっての視点や、計画で示すべき事項など、計画の考え方について検討を進めてきた。

また、平成 16 年 10 月 25 日に審議会が取りまとめた「中間のまとめ」に対する意見のほか、平成 16 年 11 月 16 日の第 4 回検討部会において開催された「意見を聴く会」で表明された意見等を踏まえ、検討を重ねてきた。

こうした検討を経て、わが国最大の食品の消費地であり物流の拠点である都の地域特性を踏まえ、食品安全推進計画を策定するに当たり、計画の中で示すべき事項とその考え方について取りまとめたので、審議会へ報告する。

## 第1 計画策定にあたっての考え方

食品安全条例は、第7条において「知事は、食品の安全の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東京都食品安全推進計画を定めるものとする。」と定め、食品安全推進計画の具体的な内容として、①食品の安全の確保に関する施策の方向、②その他、食品の安全の確保に関する重要事項を定めることとしている。

また、平成15年度に食品安全条例の考え方について諮問された東京都食品衛生調査会の答申では、「食品安全推進計画は、食品の生産から消費に至る各段階での都の対策について、総合的な体系と中期的な計画を都民に示す必要がある。」とされている。

以上のことから、本計画は、都の食品の安全確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものであり、その策定にあたっては、食品の生産から消費に至るすべての段階における都の施策について、次に掲げる事項を、都民にわかりやすく、理解しやすい形で示すべきであると考える。

- 都の施策の全体像を体系的に示す。

法に基づく施策、都独自の施策、食品安全条例をはじめとし、消費生活条例など関係諸条例に基づく施策などを含め、都の施策の全体像を示す。

- 施策の中期的な方向を示す。

都が目指す目標を明らかにし、施策の中期的な方向性を具体的に示す。

- 重点的に取組むべき事項を示す。

様々な施策の中で、特に重点的・優先的に取組むべき事項を示す。

## 1 計画策定にあたっての視点

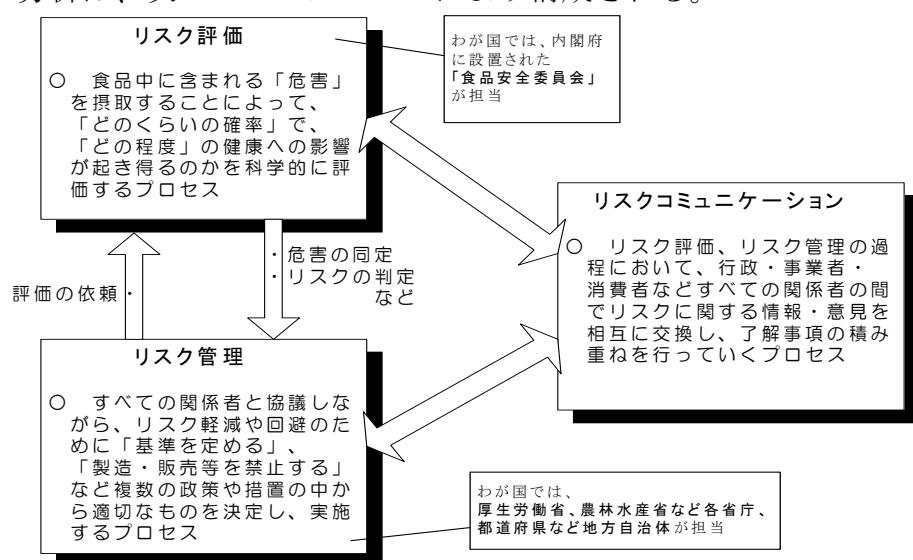
近年、BSEの発生、輸入農産物から基準を超える残留農薬の検出など食品の安全を脅かす問題や、食品偽装表示など食品の安心を揺るがす事件が相次いで発生し、消費者の食品に対する不安・不信が高まっている。

こうした一連の事件の背景として、わが国の食品安全行政には、消費者保護の視点が不足していたこと、関係省庁の連携が不十分であったこと、リスクを最小限とするシステムが欠如していたこと、消費者への正確な情報提供と透明性の確保が不十分であったことなどが指摘されている。

こうした指摘を受け、「リスク評価」「リスク管理」「リスクコミュニケーション」の3つの要素からなる「リスク分析」の考え方の導入が提唱され、国においてはリスク評価を担う「食品安全委員会」の設置を定めた「食品安全基本法」の制定、食品衛生法をはじめ関係法令の改正を行うなど、リスク分析に基づく取組が進められている。

### リスク分析とは

食品の摂取により健康に悪影響が生じる可能性がある場合、可能な範囲でその悪影響の起きるリスクを最小にすることを目的として実施するシステムをいう。リスク分析は、次の3つのプロセスにより構成される。



※食品のリスクとは：食品が有する危害により、「どれくらいの確率」で、「どの程度」の健康への影響を受けるかを示すもの。

一方、都においては、平成2年に「東京都における食品安全確保対策にかかる基本方針」を策定し、全国に先駆けて食品の生産から消費に至る対策を体系化し、総合的な施策の推進を図ってきた。さらに、本年3月には、都・都民・事業者の責務、役割を明らかとし、施策をより一層総合的かつ計画的に推進するとともに、地域特性を踏まえた国制度を補完する安全対策を進めるため「食品安全条例」を制定した。

また、都には、消費生活に関し、消費者の権利の確立を目的とし、都民からの申出制度などを規定した「消費生活条例」などの諸条例があり、法制度を踏まえたうえで、こうした諸条例が相互に補完し合いながら、食品の安全確保に向けた様々な対策を進めている。

こうした状況の中で、事業者においても自主的な安全管理や消費者への情報提供に対する積極的な取組が進められており、消費者との意見・情報の交換など食品の安全確保に向けた関係者の相互理解と協力に向けた取組がはじめられている。

本計画の策定にあたっては、このような国による法整備、都独自の対策の推進、事業者や都民による自主的な取組を踏まえ、食品の安全を確保し現在及び将来の都民の健康保護を図るため、次のような視点からの検討が必要であると考える。

### (1) 食に対する信頼を高めるための施策の充実

都民の健康を守るために、国との役割分担を踏まえ自治体レベルでの施策の強化・充実を進めるとともに、都民の食品に対する不安・不信を解消し、都民に身近な行政機関として食品の安全に関する正確かつ迅速な情報提供や、都民・事業者など関係者との情報・意見の交換など、都民の信頼を得られる施策の充実が必要である。

### (2) 東京の地域特性に応じた施策の展開

東京は、わが国最大の食品の消費地であるとともに、食品流通の拠点となっており、東京における食の危機は、全国の危機につながっていく可能性がある。一方、流通する食品とともに、東京には様々な情報が集積され、情報の発信地としての役割も果たしており、いち早くリスク情報をキャッチすることが可能である。こうした都の地域特性を踏まえた施策の展開が必要である。

### (3) 多様な課題に対応する効果的な施策の推進

科学技術の発展、国際化の進展などにより、多様化する食品の安全に係る課題に的確に対応するためには、効果的な施策の実施が必要である。また、都民や事業者の意見を反映し、施策をより効果的に実施するためには、その進捗状況を把握し、定期的に見直すことが必要である。

## 2 計画で明らかにすべき事項

これまで示した考え方を踏まえ、本計画は、次の事項について明らかにするとともに、都民に分かりやすい内容となるよう配慮していくことが必要であると考える。

### (1) 食品の安全確保に係る現状と課題

食品の安全を確保するうえで、現状を分析し、課題を整理することは不可欠である。このため、本計画においては、まず大消費地である東京の地域特性を踏まえ、都が食品の安全確保対策を進める上での課題について明らかにする必要がある。

### (2) 施策の総合的な体系

整理された課題の解決に向けて、生産から消費に至る各段階で都が取り組んでいる施策の総合的な体系を、都民に明らかにすることが必要である。

施策の総合的な体系は、今後の都の食品安全行政の方向性と具体的な施策との結びつきを都民に分かりやすく示すために、食品安全条例に定める①事業者責任を基礎とする安全確保、②未然防止の観点から科学的知見に基づく安全確保、③都・都民・事業者の相互理解と協力に基づく安全確保という3つの基本理念を踏まえたものとすることが必要である。

### (3) 重点的・優先的に取組むべき事項

食品の安全確保を図る施策の多くは、継続的にねばり強く行うべきものであるが、現状の課題に迅速・的確に対応するため、重点的・優先的に取組むべき

施策もある。

こうした重点的・優先的に取組むべき施策については、より具体的な計画を策定し、計画期間中に実施する事業を都民や事業者に明らかにすることにより、関係者の協力を得ながら、より効果的な推進を図る必要がある。

#### (4) 計画の検証

都民や事業者の意見を反映し、相互理解の下に施策の効果的な実施を図っていくためには、施策の進捗状況や効果の検証に係る手続きを明記する必要がある。

### 3 計画の期間

本計画は、施策の中期的な方向性を具体的に示すものであることから、計画の期間は5年間とすべきであると考える。

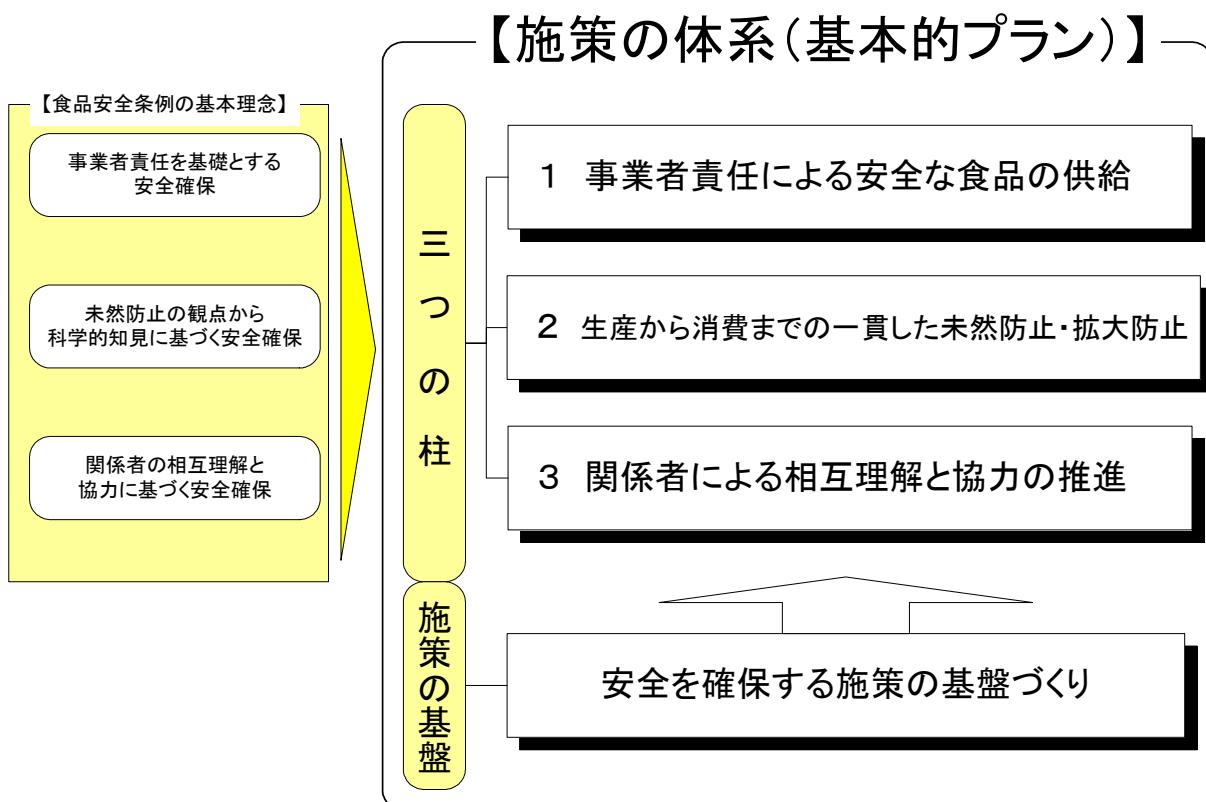
## 第2 都における食品の安全確保施策の体系（基本的プラン）

### 1 施策体系の考え方

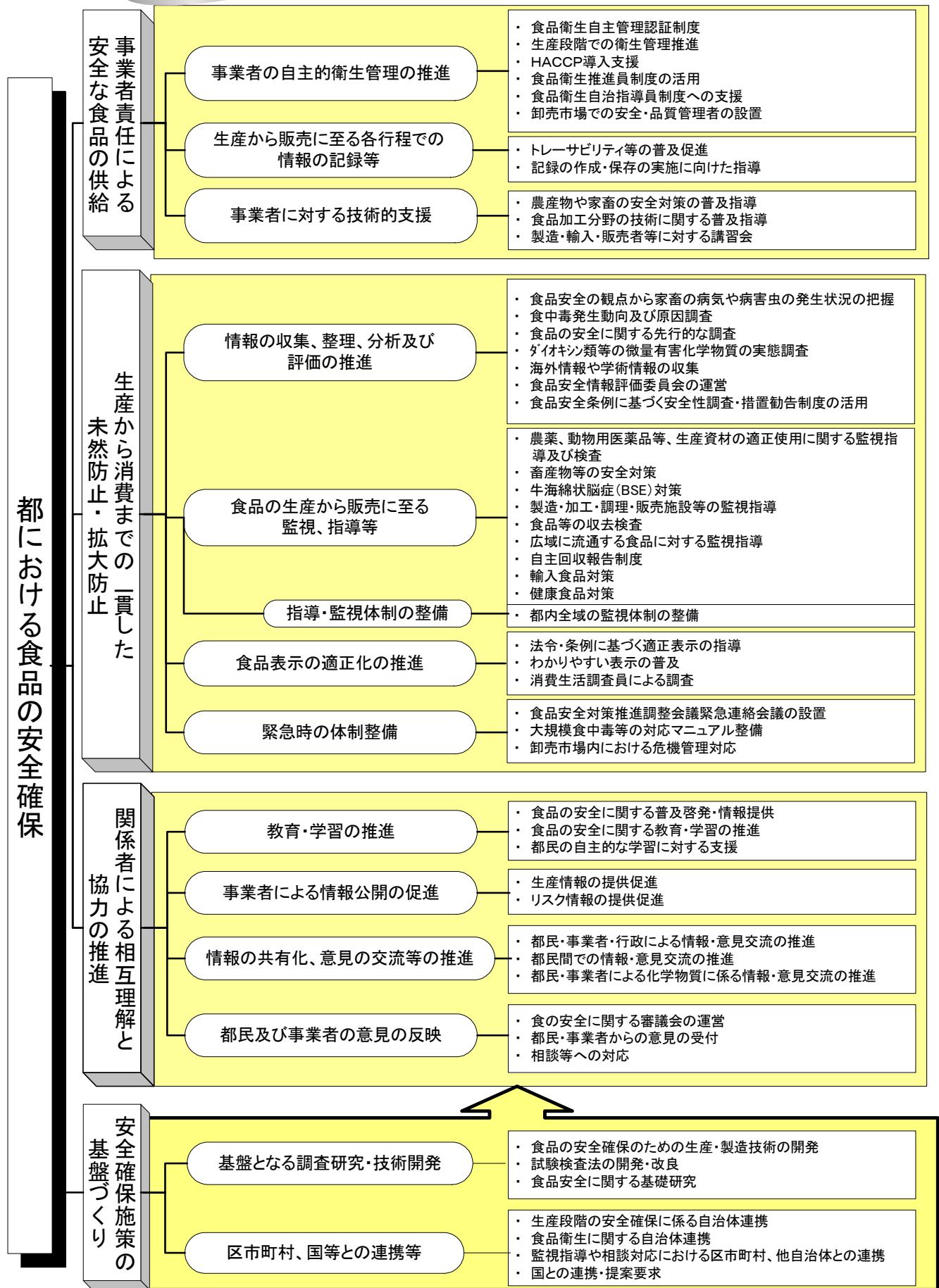
第1で触れたとおり、本計画では食品安全条例の基本理念を踏まえ、次の3つの事項を施策の柱として体系化するべきものと考える。

また、科学的な施策を進めるうえでの基礎研究や、国・他の自治体との連携などの施策を3つの柱を支える“基盤”と位置づけるとともに、すべての施策について、その課題及び解決に向けた方向性を明らかにしておく必要がある。

なお、こうした考え方に基づき、現在及び今後都が進めていく施策について、総合的な体系、課題および対応をとりまとめると、次ページ以降のように整理されるものと考えられる。



## 食品安全確保施策の総合的な体系



## 2 体系化した各施策の現状、課題及び対応

### 1 事業者責任による安全な食品の供給

食品の供給には、生産・製造事業者はもとより、輸入、保管、運搬、販売、調理など様々な食品関係事業者が関与している。都民に安全な食品を提供するためには、こうした食品の供給にかかわるすべての事業者がその安全確保に向け、積極的に取組むことが必要である。

このため、都は、食品の生産から販売にいたる各段階で、食品の安全確保に向けた事業者の自主的な取組みが一層促進されるよう、各種の施策を進めていく必要がある。

#### 1 事業者の自主的の安全管理の推進

##### 【現状と課題】

東京都食品安全条例では、その基本理念の一つとして「事業者責任を基礎とする安全確保」を掲げ、あわせて自主的な衛生管理の推進をはじめとする事業者の責務を規定している。しかし、生産者を含め、各事業者の取組には格差があるのが現状であり、生産から販売に至るすべての段階での積極的な取組をより一層推進していく必要がある。

##### 【対 応】

- 基礎的な衛生管理を推進するため、食品衛生推進員制度や食品衛生自治指導員制度など事業者及び事業者団体が自主的に実施する事業への必要な支援を行なっていく。
- 農産物の生産者や食品製造事業者へのHACCP導入の支援事業、食品衛生自主管理認証制度など、より高度な事業者による自主的衛生管理の取組が客観的に評価され、事業者の社会的信頼が向上するような仕組みをより多くの業種を対象に構築していく。

##### 【具体的な施策】

施策1 食品衛生自主管理認証制度

施策2 生産段階での衛生管理体制整備

- 施策3 HACCP導入支援
- 施策4 食品衛生推進員制度
- 施策5 食品衛生自治指導員制度への支援
- 施策6 卸売市場での安全・品質管理者の設置

## 2 生産から消費に至る各行程での情報の記録等

### 【現状と課題】

食品の仕入れ・販売等に関する記録とその保管は、事故発生時等の原因究明や消費者への情報提供のため必要な事項である。

現在、国産の牛肉については、生産情報の記録作成、保管、伝達が法で義務づけられている。また、食品衛生法において、事業者は仕入れ・販売に関する記録の作成と保存に努める旨が規定されており、事業者に対するより一層の指導・普及が必要とされている。

### 【対応】

- 法に基づく記録作成や保存の義務についての周知やトレーサビリティ等の導入に対する国の支援策などについて普及を図っていく。
- 記録の作成・保管について、その実施に向けた指導を強化していく。

### 【具体的な施策】

- 施策7 トレーサビリティの普及促進
- 施策8 記録の作成、保存の実施に向けた指導

## 3 事業者に対する技術的支援

### 【現状と課題】

食品安全基本法の制定、食品衛生法の抜本的改正など、食品の安全に関連する法の改正が頻繁に行われ、制度等の内容が分かりづらくなっている

また、新たな農薬や動物用医薬品の開発、製造・検査技術の高度化など、事業者が衛生管理を行ううえで、新たな技術や知識を習得するための支援が必要となっている。

### 【対応】

- 法制度の概要、法改正の内容等について事業者へ分かりやすく普及を図

っていく。

- 食の安全確保のため新しい製造・加工技術等の普及、指導を実施していく。
- 食品製造、加工、販売施設等で安全管理の核となる人材の育成を進めていく。

### 【具体的な施策】

- 施策 9 農産物や家畜の安全対策の普及指導
- 施策 10 食品加工分野の技術に関する普及指導
- 施策 11 製造・輸入・販売者等に対する講習会

## 2 生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止

食品の安全確保は、その生産から消費に至るすべての段階で適切に実施される必要がある。また、最新の科学的知見に基づき健康への悪影響を未然に防止するための施策を進めるとともに、健康被害等が発生した場合に迅速・的確にその被害の拡大防止や再発防止を図る取組を進める必要がある。

### 1 情報の収集、整理、分析及び評価の推進

#### 【現状と課題】

国では食品安全基本法に基づき内閣府に「食品安全委員会」を設置し、リスク評価を一元的に実施している。

一方、都においても、健康への悪影響の未然防止・拡大防止の観点から、都民に身近な自治体として、現場情報をはじめとする様々な情報をいち早くキャッチし、これらを分析して、大消費地東京における食品の安全確保に向けた施策を実施することが求められている。

#### 【対 応】

- さまざまな情報収集、調査等を通じて、食品の安全に関する情報を幅広く収集していく。
- 収集された情報を科学的に分析し、その結果を重点的な監視指導や国への提案要求など具体的な施策へ反映し、健康への悪影響の未然防止、拡大

防止を図っていく。

#### 【具体的な施策】

施策 12 食品安全確保の観点からの家畜疾病の検査や病害虫の発生状況の把握

施策 13 食中毒発生動向及び原因調査

施策 14 食品の安全に関する先行的調査

施策 15 ダイオキシン類等の微量有害化学物質の実態調査

施策 16 海外情報や学術情報の収集

施策 17 東京都食品安全情報評価委員会の運営

施策 18 食品安全条例に基づく安全性調査・措置勧告制度の運用

## 2 食品等の生産から販売に至る段階での検査、監視指導

#### 【現状と課題】

都には、様々な国や地域で生産された食品が大量に流通されている。

こうした大消費地東京の地域特性に対応した効果的な監視指導を行うため、特別区と連携した都内全域をカバーする広域的・機動的な監視指導体制の整備、関係部署の連携による生産から販売に至るすべての段階での適切な対応が求められている。

#### 【対 応】

- 関係各局の連携によりフードチェーン全体を網羅した監視指導や検査を推進していく。
- 特別区との連携により、広域に流通する食品の安全に係る事件・事故等に的確かつ迅速に対応できる機動的な監視指導を推進していく。
- 農薬、抗生物質等の農林水産業における適正な使用方法の遵守を指導するとともに、食品添加物を使用する場合は、必要最小限とするよう指導を実施していく。

#### 【具体的な施策】

施策 19 農薬、動物医薬品等、生産資材の適正使用に関する監視指導及び検査

施策 20 畜産物等の安全対策

- 施策 21 牛海綿状脳症（BSE）対策
- 施策 22 製造・加工・調理・販売施設等の監視指導
- 施策 23 食品等の収去検査
- 施策 24 広域流通食品に対する監視指導
- 施策 25 自主回収報告制度
- 施策 26 輸入食品対策
- 施策 27 健康食品対策
- 施策 28 都内全域の監視体制の整備

### 3 食品表示の適正化の推進

#### 【現状と課題】

食品表示に関する法律は、食品衛生法以外にも JAS 法、健康増進法、薬事法、景品表示法など多岐に渡り、表示すべき事項が複雑であるとともに、制度の改正が頻繁となっていることから、都民および事業者に分かりにくいものとなっている。このため、事業者に対する指導や都民に対する食品表示の正しい知識の普及を推進する必要がある。

#### 【対 応】

- 食品の表示に関する指導に係る関係局の連携を強化し、法令や条例等に基づく適正表示に向けた指導を徹底していく。
- 都民にとって分かりやすい表示方法の普及を図っていく。

#### 【具体的な施策】

- 施策 29 法令・条例に基づく適正表示の指導
- 施策 30 わかりやすい表示の普及
- 施策 31 消費生活調査員による調査

### 4 緊急時の体制整備

#### 【現状と課題】

流通の大規模化、広域化などにより、食品に関する事故等も大規模化、複雑化する傾向にあり、予測困難な事態が発生する可能性が高まっている。こうした事態に迅速・的確に対応するため、関係各局の連携協力体制の確立

など、危機管理体制の構築が不可欠となっている。

### 【対 応】

- 新たな知見や情勢の変化に対応したマニュアルを整備し、訓練などの検証を通じて実効性を確認し、必要に応じてその改定を実施していく。
- 卸売市場における危機管理マニュアルの制定並びに安全・品質管理者による危機管理体制の充実を図っていく。
- 予測困難な事態に迅速・的確に対応するため、推進調整会議の緊急会議を活用した関係各局の連携協力体制を整備していく。

### 【具体的な施策】

施策 32 食品安全対策推進調整会議緊急連絡会議の活用

施策 33 大規模食中毒等の対応マニュアル整備

施策 34 卸売市場内における危機管理対応

## 3 関係者による相互理解と協力の推進

食品の安全確保は、行政による規制だけで担保されるものではなく、事業者が安全な食品供給と情報提供を行い、都民は正確な情報に基づき合理的に商品を選択し、食品の保存や調理を衛生的に行うなど、それぞれの役割を果たしながら、お互いの取組への理解と協力に基づき推進されることが重要である。

こうした食品の安全に係わる関係者の理解と協力の推進に向け、都の積極的な取組が求められている。

### 1 教育・学習の推進

#### 【現状と課題】

関係者が相互理解と協力を進めるためには、それぞれ食の安全に関する十分な知識と理解が必要である。このため、都民に正しい知識と情報を利用しやすく、分かりやすいかたちで提供することが求められている。

### 【対 応】

- 様々な広報媒体を通じた食品の安全に関する情報の提供、普及啓発の実施を進めていく。
- 地域、学校（社会福祉施設を含む）、家庭などで食品の安全に関する教

育・学習を推進していく。

- 自主的な学習に取組む都民へ、学習場所の提供などの支援を行っていく。

#### 【具体的な施策】

施策 35 食品の安全に関する普及啓発・情報提供

施策 36 食品の安全に関する教育・学習の推進

施策 37 都民の自主的な学習に対する支援

## 2 事業者による情報公開の促進

#### 【現状と課題】

食品の安全について都民の関心が高まる中で、生産履歴等の情報提供に対する要望が高まっている。

都民の事業者に対する信頼向上と相互理解に向け、食品の安全に関する情報の積極的な公表が求められている。

#### 【対応】

- 事業者が所有している生産情報や自主回収などのリスク情報を広く都民に提供する施策を推進していく。

#### 【具体的な施策】

施策 38 生産情報の提供促進

施策 39 リスク情報の提供促進

## 3 情報の共有化、意見の交流等の推進

#### 【現状と課題】

食品の安全確保に向けた関係者の相互理解と協力を進めるためには、関係者の間で情報を共有化し、意見の相互交流を図ることが必要である。

都はこれまでも食品保健懇話会の開催など様々な取組みを行ってきたが、今後さらに、こうした意見の交流等を充実させることが求められている。

#### 【対応】

- 様々な主体の組み合わせや手法による情報、意見の交流を推進していく。

## 【具体的な施策】

- 施策 40 都民・事業者・行政による情報・意見交流の推進
- 施策 41 都民間での情報・意見交流の推進
- 施策 42 都民・事業者による化学物質の環境影響に係る情報・意見交流の推進

## 4 都民・事業者の意見の反映

### 【現状と課題】

関係者の理解と協力に基づく安全確保を進めるためには、科学的な評価を踏まえるとともに、都民・事業者の意見を反映させた施策を実施することが必要である。このため、都として広く都民・事業者の意見を聴き、それを的確に施策へ反映させていくことが求められている。

### 【対応】

- 各種審議会を通じた関係者への意見照会と施策への反映
- 食品の安全についても、引き続き「都民の声」制度や消費生活条例に基づく都民からの「申出制度」を活用し、都民意見を反映
- 苦情・相談など日常業務を通じた意見聴取とそれらへの適切な対応

## 【具体的な施策】

- 施策 43 食の安全に関する審議会の運営
- 施策 44 都民・事業者からの意見の受付
- 施策 45 相談等への対応

## 4 安全を確保する施策の基盤づくり

### 1 基盤となる調査研究・技術開発

#### 【現状と課題】

新たな農薬などの化学物質の開発、ウイルス性食中毒の増加など、食品の安全に関するリスクが多様化・複雑化している中で、科学的な根拠をもって対策

を講じることが求められている。

こうした科学的根拠を得るためにには、検査・分析方法の開発など、安全確保対策の基礎をなす研究・技術開発の推進が求められている

#### 【対 応】

- 検査法が確立されていない物質等の検査法の開発を進めていく。
- 現在の検査法について、より迅速により精密な検査結果が得られるような改良を行っていく。
- 食中毒のリスクを軽減するような製造・加工方法の開発を進めていく。
- 土壌中の有機塩素系農薬（ドリン系農薬）の分解手法の検討など、基礎的な研究を進めていく。

#### 【具体的な施策】

施策 46 食品の安全確保のための生産・製造技術の開発

施策 47 試験検査法の開発・改良

施策 48 食品安全に関する基礎研究

## 2 区市町村、国等との連携

#### 【現状と課題】

都内で消費される食品のほとんどは都外で生産・製造されたものであり、また、食品流通が広域化する中で、国および他の自治体との連携は食品の安全確保においてより重要な事項となっている。また、特別区をはじめ、都内の基礎的自治体である区市町村との連携も不可欠となっている。

#### 【対 応】

- 首都圏等の近隣自治体との定期的な会議の開催により情報交換・連携を図っていく。
- 日常的な業務を通じて、国および他の自治体との連携の強化を図っていく。
- 必要に応じて国への提案要求などを行っていく。
- 生産者を管轄する自治体を通じ、検査結果の情報提供を行うなど生産地との連携強化を図っていく。

## 【具体的な施策】

施策 49 生産段階の安全確保に係る自治体連携

施策 50 食品衛生に関する自治体連携

施策 51 監視指導や苦情相談対応における区市町村、他自治体との連携

施策 52 国との連携・提案要求

### 第3 重点的・優先的に取り組むべき事項（戦略的プラン）

都では、従来より食品の安全を確保する施策は、その時々の課題に的確に対応すべく策定され、着実に推進されてきたところであり、これらの施策を、本計画では、総合的な体系として基本的プランで示すこととした。

一方、BSE問題に端を発した一連の食品の安全を揺るがした事件を契機に、わが国では「リスク分析」の考え方を導入した食品安全基本法が制定されるなど、食品の安全確保に対する考え方が一新された。

都においても、このような考え方を取り入れて食品安全条例を制定し、その中で、特に事業者責任の明確化、リスク分析の考え方に基づく未然防止策、食品の安全・安心に対する理解を深めるためのリスクコミュニケーションの必要性など、新たな食品安全確保対策の基本的な方向性を明らかにしたところである。

このようなリスク分析の考え方や食品安全条例に示された基本的な方向性に照らして、現状の課題を分析すると、「事業者の自主的な取組の促進と都民からの信頼の確立」、「未然防止・拡大防止に力点を置いた施策の充実」、「関係者による食品の安全に関する共通認識の醸成」が都における当面の重点課題であると考えられる。

本計画においては、こうした「重点課題」を効果的に解決するための対策を「戦略的プラン」と位置づけ、今後、5年間で取組むべき具体的な計画を策定して、積極的な推進を図っていくことが必要である。

これらのこと踏まえて、都が取組むべき重点課題及び戦略的プランは、次のように整理されるものと考える。

#### 1 現状を踏まえた重点課題

##### (1) 事業者の自主的な取組の促進と都民からの信頼の確立

食品の安全確保は、事業者が第一義的責任を有していることを認識し、その責務を遂行することにより、推進されなければならない。このため、生産から販売にいたるすべての事業者が、自主的な安全確保や生産情報の提供などを積極的かつ継続的に進め、都民の信頼が得られるような施策を重点的に展開していく必要があると考える。

## ① 食品の安全管理水準と事業者の社会的信頼の向上

事業者による自主的な安全管理に関する取組は、都民から見えにくく、評価される機会が少ないので現状である。このため、事業者の自主的な取組により食品の安全管理が向上し、その努力が客観的に評価され、社会的信頼が得られるような施策を推進していく必要がある。

## ② 都民の安全・安心の実感

都内で消費される食品の多くは、他の県や国外で生産・製造されたものであり、都民にとって生産者・製造者と顔が見えない関係であることが、食に対する不安や不信の要因の一つにもなっている。

こうした状況の中で、都民が安全・安心を実感できるようにしていくためには、食品の生産・製造方法などの情報を積極的に提供しようとする事業者を、都民が容易に知ることのできる制度の普及を推進する必要がある。

## (2) 未然防止・拡大防止に力点を置いた施策の充実

都における食品の安全確保は、食品安全条例の目的である「現在及び将来の都民の健康の保護を図る」ために実施されなければならない。このため、食品による健康への悪影響の未然防止や、事件・事故が発生した際の拡大防止の観点から施策を進めることが重要であると考える。

### ① 的確な情報収集と適切な対応

健康への悪影響を未然に防止するためには、まず、食品の安全に関する情報を収集し、適切に評価したうえで、その結果を速やかに施策へ反映させるシステムの整備と時期を逸すことなく都民に情報提供することを、基本的な事項として推進することが重要である。

### ② 顕在化しているリスクへの迅速な対応

食品による健康への悪影響が発生した場合に、原因究明や有害食品の排除など、迅速な対応により被害の拡大を最小限にとどめることは、大消費地である東京においては重要課題であり、事故発生時に緊急対応を図る体制整備の強化が不可欠である。

また、健康被害との関係が報告されるなどリスクが顕在化している“いわゆ

る健康食品”については、重点的に安全対策を講じていく必要がある。

### ③ 効果的な検査、監視等の実施

現在、カロリーベースで6割を占めるにいたった輸入食品の増加や法改正による規制強化により、都が実施する安全を確保するための検査、監視等の対象も増大している。

このため、今後、都が食品の安全確保を推進する上で、輸入食品をはじめ広域に流通する食品に対する効果的な検査、監視等の実施が不可欠であり、特に平成18年までに実施される農産物の残留農薬基準等の改正（ポジティブリスト化）に対応した効果的な検査、監視等の実施は、当面の重要な課題である。

また、農水産物の安全確保は、生鮮食品としてだけでなくそれらを使用する加工食品の安全確保を図るうえで特に重要であることから、生産や採取段階における農薬等の適正使用対策などを積極的に推進する必要がある。

## (3) 食品の安全に関する共通認識の醸成

今後の食品安全行政は、リスク分析の考え方に基づき進められる。なかでも、関係者間のリスクコミュニケーションは、そのひとつの構成要素であり、都民に身近な自治体として、積極的に推進していく必要があると考える。

### ① 食の安全に対する理解と情報共有化の推進

食品の安全を確保するうえで、都、都民、事業者が相互の取組を正しく理解し、協力し合うことが最も重要なことである。こうした関係を築いていくため、まず、都民一人ひとりが、食の安全について正しく理解し考えることができるよう学習、普及啓発などの事業を充実させていく必要がある。

また、関係者が相互理解を深めるためには、情報の共有化が不可欠である。都民が食品に関する情報を得るうえで、最も身近な制度である「食品表示制度」を活用することで、正確な情報の記載と都民による正しい理解を推進し、情報の共有化の観点から有効に制度が機能する施策を進めていく必要がある。

### ② 共通認識と合意形成の推進

関係者の相互理解と協力を進めるためには、行政や事業者が一方的な情報提供を行うだけではなく、関係者間で相互に情報や意見の交流を行い、共通認識や施策に対する合意形成を図っていくことが必要である。

現在、様々な実施主体により“リスクコミュニケーション”の取組が進められているが、その中には、単なる情報提供や意見の交換にとどまり、共通認識の醸成にまで至らないものも見受けられる。

こうしたことから、都としてリスクコミュニケーションのあり方を検討し、関係者間での共通認識の醸成と信頼関係の確立に向けた効果的な施策を展開していく必要がある。

## 2 戰略的プランの考え方

都における重点課題を踏まえ、本計画においては、①安全な食品と安心を供給するプラン、②悪影響の芽をキャッチして安全を先取りするプラン、③安全をみんなで考え創設するプランの三つの戦略的プランを示し、計画の実施期間である5か年の中に一定の成果が得られるよう、具体的な目標を明確にして着実な推進を図るべきと考える。

### (1) 安全な食品と安心を供給するプラン

自主的な安全管理への取組や、食品の安全に関する情報提供など、食品安全条例に掲げる事業者責務の遂行を促進する。また、こうした事業者の自主的な取組や生産情報を都民に提供する制度の普及を図り、都民が安心して食品を消費できる環境を整備する。

#### **プラン1 東京都食品衛生自主管理認証制度の充実**

事業者が自ら実施する衛生管理が都の定める基準を満たしていると認められる施設を認証し、広く都民に公表する制度である「食品衛生自主管理認証制度」の充実を図っていく。

##### 【具体的な施策】

- 認証の対象となる業種の拡大を図る（認証基準の設定を行う）
- 事業者・都民への制度の周知、普及を図る
- 認証を行う指定審査事業者への指導により制度の適正運用を図る

#### **プラン2 東京都生産情報提供食品事業者登録事業の促進**

食品の生産情報の提供に積極的に取組む事業者とその食品を登録するとともに、食品に登録マークを表示することで都民が食品を購入する際の目安を提供する「生産情報提供食品事業者登録制度」の推進を図っていく。

##### 【具体的な施策】

- 登録事業者数の拡大を図る
- 事業者・都民への制度の周知、普及を図る
- 他団体及び関東近県で実施されている同事業との相互認証など、連携を推

進する。

## (2) 悪影響の芽をキャッチして安全を先取りするプラン

健康への悪影響を未然に防止する観点から、食品の生産から消費に至る各段階において、食品の安全確保に関する情報を集積し、評価し、速やかに施策に反映させていく。また、重大な健康被害のおそれが発生した場合において迅速・的確に対応できる体制を確立する。さらに、法違反や有害な食品等に関する情報提供により、都民の合理的な消費行動を醸成する。

### **【プラン3】 食品の安全に関する情報の収集、情報の評価及び施策への反映**

食品の安全性に関する国内外の情報を広く収集及び整理し、科学的な知見に基づく分析を行う。さらに、その結果を踏まえ、重点監視や都民への情報提供など健康への悪影響の未然防止策を進める。

#### **【具体的な施策】**

- 食品の安全に関する情報を収集、整理し「食品安全情報リポート」の定期的な公表を行う。
- 食品の安全に関する各種調査研究の推進を図る。
- 収集された情報について「東京都食品安全情報評価委員会」により、科学的知見に基づいた評価を行う。
- 東京都食品安全情報評価委員会の評価結果などを踏まえ、未然防止に必要な施策を実施する。また、健康への悪影響の蓋然性・重大性の観点から迅速かつ的確な調査が必要とされる場合には、食品安全条例に基づく「安全性調査」を実施する。

### **【プラン4】 全庁的な危機管理体制の強化**

すでにマニュアル化されている大規模食中毒の発生時やBSE発生時の対応に加え、今後予測される食品の大規模事故等の発生時に備えた危機管理体制を構築し、事件・事故発生時において健康被害等の拡大防止を図る。

#### **【具体的な施策】**

- 食中毒調査マニュアルなど既存のものに加え、重大かつ大規模な事件・事故発生時における対応マニュアルを整備する。

- 新たな危害の発生等、状況の変化に応じたマニュアルの見直しを行う。

#### **[プラン5] 輸入食品の安全確保対策の充実**

広域かつ大規模に流通する輸入食品の安全確保対策の充実を図る。

##### **【具体的な施策】**

- 輸入食品専門監視班（健康安全研究センターに設置）による監視指導の実施
- 放射線照射食品の検査法開発など、諸外国での生産・製造情報に基づく効果的な検査の実施

#### **[プラン6] 農産物の生産段階における指導の充実**

食品の安全管理のスタート地点である農林水産物の生産・採取段階において、確実かつ着実な安全管理手法の導入を図ることにより、生産から消費まで一貫した安全確保を推進する。

##### **【具体的な施策】**

- H A C C P の考え方を取りいれた農産物の安全な生産方法に関する指針の作成とその普及を図る。

#### **[プラン7] 効果的な検査、監視指導の実施**

平成18年までに実施される農薬及び動物用医薬品のポジティブリスト化にあわせて効果的な検査、監視指導を実施する。

##### **【具体的な施策】**

- 輸入食品をはじめ使用されている農薬など生産情報の収集を図る。
- 生産情報に基づき重点的に検査すべき農薬等を選定するなど、効果的な検査を実施し、違反食品等の排除を図る。

#### **[プラン8] いわゆる健康食品の安全対策の充実**

近年、健康被害の事例が多数報告されている「いわゆる健康食品」に対する取組を推進し、法令に違反するものなど不適切な製品の排除を図る。また、都民に正しい情報・知識を普及することにより、被害の未然防止を図る。

### 【具体的な施策】

- 試買調査の実施による法違反品の摘発、排除を図る。
- 調査結果や健康被害発生状況などの情報提供により、都民への注意喚起を行うとともに、都民が合理的な商品選択ができるよう、正しい知識の普及啓発を図る。
- 健康食品を取扱う事業者への講習会を実施し、法令等の周知を図る。

### (3) 安全をみんなで考え創設するプラン

食品の安全に関する教育や情報の共有化を推進し、リスクコミュニケーションを実施するための基盤づくりを進める。また、さまざまな手法によるリスクコミュニケーションの試行を通じて、都・都民・事業者が食品の安全に関する共通認識を醸成し、安全確保に向けて相互に協力しあえる基盤を整備していく。

#### **【プラン9】 リスクコミュニケーションの推進**

都・都民・事業者など関係者により、食品の安全に関する情報・意見の交流を通じて共通認識と合意形成を積重ねていくための手段である「リスクコミュニケーション」を推進する。

### 【具体的な施策】

- 都民、事業者等の関係者により、都におけるリスクコミュニケーションのあり方を検討する。
- あり方の検討結果を踏まえたリスクコミュニケーションのパイロット事業を実施する。
- パイロット事業の結果検証を踏まえたリスクコミュニケーションの推進を図る。

#### **【プラン10】 食品の安全に関する「食育」の推進**

関係者によるリスクコミュニケーションを進めるためには、都民一人ひとりが食品の安全について考えることができる環境が整っていることが必要である。こうした環境を整備するため、食品の安全に関する「食育」の推進を図る。

### 【具体的な施策】

- 関係各局の連携により、地域・学校・家庭における食品の安全に関する食育の推進を図る。

### **【プラン 11 情報の共有化の観点から「適正な食品表示の推進」】**

食品表示は、食品の安全に関する情報を共有するための、有効な手段である。そのため、事業者から正確な情報が発信されるとともに、都民がその内容を正しく理解することが必要である。

そこで、事業者に対する法を遵守した適正表示の推進と、都民に対する表示の正しい知識と理解を促進するための施策を進めていく。

### 【具体的な施策】

- 講習会等を通じて、各事業施設で適正表示推進の“核”となる人材を育成する。
- 都民への食品表示の意味や意義に関する普及啓発を推進する。

### 3 関係者との協力・連携の考え方

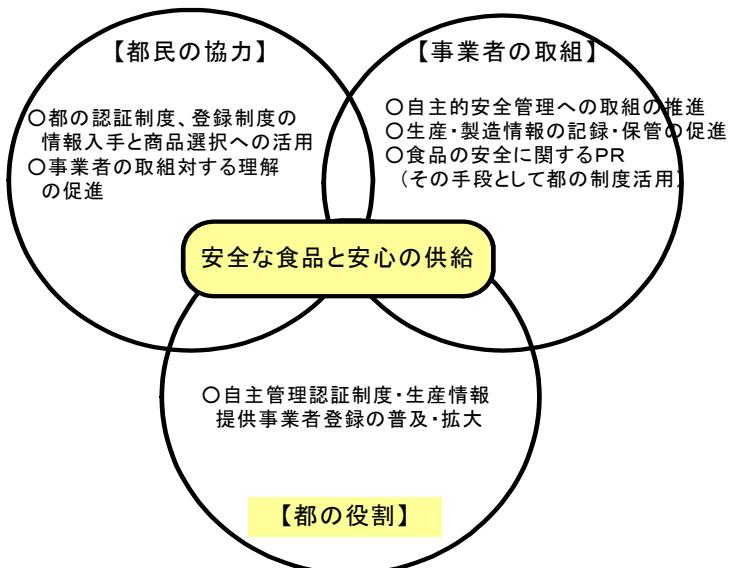
食品の安全確保は、行政の取組だけで実現されるものではない。都の戦略的プランをより着実に推進し、その目的を達成するためには、すべての都民及び事業者が日常生活や事業活動のなかで都の施策へ協力し、積極的な参加を進めることが必要であると考える。

このため、戦略的プランの推進にあたっては、都の考え方を明らかにするとともに、都民及び事業者など関係者が食品の安全確保に向けた取組や協力を進めるための指針となるような考え方を計画の中で明示することが必要である。

なお、各戦略的プランにおける関係者の役割や協力のあり方については、次のように整理されるものと考える。

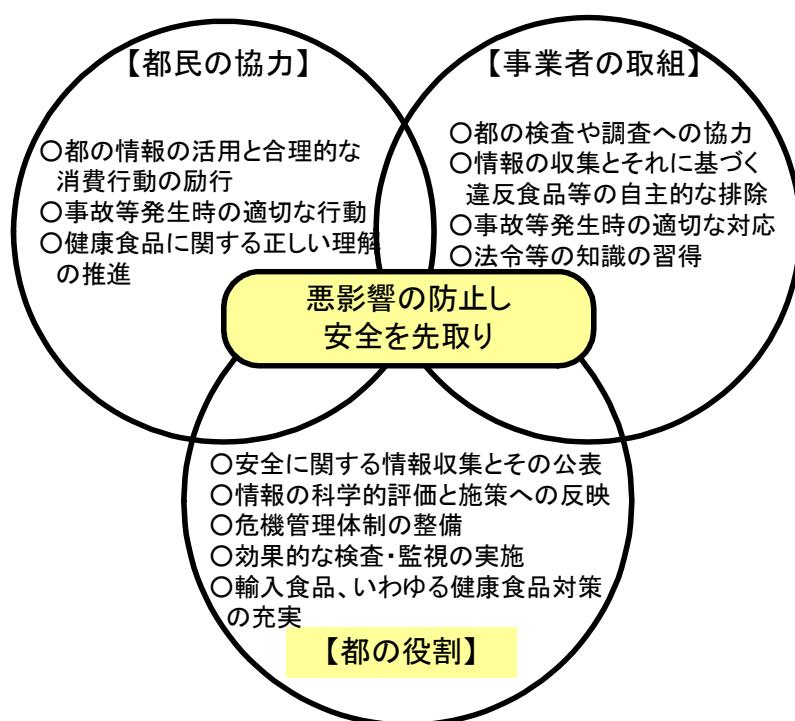
#### 1 安全な食品と安心を供給するプラン

|        |  |
|--------|--|
| 事業者の取組 | <ul style="list-style-type: none"><li>・関係法令等に対する正しい知識の習得</li><li>・食中毒防止をはじめとした自主的な安全管理の推進</li><li>・農薬、動物用医薬品、添加物等の適正使用の推進</li><li>・仕入れ、販売先の記録、安全管理の状況に関する記録を行うとともに、その保管の促進</li><li>・自主的な安全管理への取組に関する積極的なPRなど<br/>(都の制度の活用など)</li></ul> |
| 都民の協力  | <ul style="list-style-type: none"><li>・都の認証制度や登録制度に関する情報を商品選択へ活用</li><li>・事業者が提供する生産・製造情報の入手と事業者の取組に対する理解の促進など</li></ul>   |



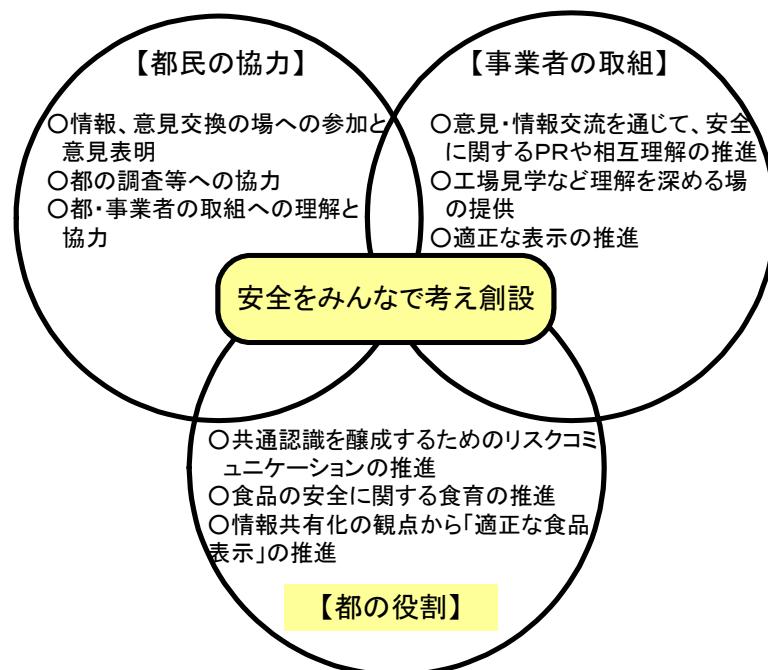
## 2 悪影響の芽をキャッチして安全を先取りするプラン

|        |   |
|--------|---|
| 事業者の取組 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都が実施する調査や検査への協力</li> <li>・食品の安全に関する情報の収集と違反食品等の自主的な排除</li> <li>・事件、事故等の発生時における迅速かつ適切な対応</li> <li>・海外等での生産・製造方法の確認と法の規格・基準への適合の確認</li> <li>・安全な農産物の生産方法に関する指針の積極的な導入</li> <li>・健康食品をはじめ食品等に関する法令等の知識の習得など</li> </ul> |
| 都民の協力  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都が公表する情報の活用と合理的な消費行動の励行</li> <li>・事件、事故発生時における正確な情報に基づく適切な行動</li> <li>・健康食品に関する正しい理解の推進など</li> </ul>  |



### 3 安全をみんなで考え創設するプラン

|        |  |
|--------|--|
| 事業者の取組 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都民との意見、情報の交流を通じて、安全な食品のPRや相互理解の推進</li> <li>・工場見学や体験農園など都民が食品に対する理解を深める場の提供</li> <li>・食品表示に関する法令の正しい知識の習得<br/>(都が実施する講習会等への積極的な参加など)</li> <li>・各施設において適正な食品表示を推進する人材の育成</li> <li>・食品表示に関する消費者からの問い合わせへの適切な対応など</li> </ul> |
| 都民の協力  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都や事業者との情報、意見交換の場への積極的な参加と意見表明</li> <li>・都が実施する調査等への協力</li> <li>・食品の安全確保に向けた都や事業者の取組への理解と協力など</li> </ul>  |



# 戦略的プランの概要

## 現状の重点課題

### 事業者の自主的な取組促進と都民の信頼確立

#### ○ 安全管理水準と社会的信頼の向上

- ・事業者の取組は都民から見えにくく、評価される機会が少ない
  - ・安全水準の向上と社会的信頼が得られる施策が必要
- 都民の安全・安心の実感
- ・生産者と都民の顔の見えない関係が不安の一因
  - ・生産情報を提供しようとする事業者を都民が容易に知ることができる制度の普及が必要

### 未然防止・拡大防止に力点を置いた施策充実

#### ○ 的確な情報収集と適切な対応

- ・食品の安全に係る情報を収集、分析し、施策へ反映させる継続的な取組が必要

#### ○ 顕在化しているリスクへの迅速な対応

- ・事件、事故発生時の迅速、的確な対応を行う体制づくりが必要
- ・いわゆる健康食品などリスクが顕在化しているものへの対応が必要

#### ○ 効果的な検査、監視等の実施

- ・輸入食品をはじめ広域流通食品の安全確保が重要
- ・農産物の残留農薬基準の改正（ポジティブリスト化）にあわせた効果的な検査等の実施が必要
- ・農林水産物の生産・採取段階で食品の安全確保の観点から対策の充実が必要

### 食品の安全についての共通認識の醸成

#### ○ 食の安全に対する理解と情報共有化の推進

- ・都民一人ひとりが安全について正しく理解し、考えるられることが必要
- ・情報共有化の観点から「表示制度」の活用が必要

#### ○ 共通認識と合意形成の推進

情報や意見の交流による関係者間で共通認識の醸成が重要

## 戦略的プランの具体案

### ◆ 安全な食品と安心を供給するプラン

自主的な衛生管理の推進や生産情報の提供など条例に掲げる事業者責務の遂行を促進する施策を充実

#### 具体的な施策

#### 到達点

##### ○ プラン1 東京都食品衛生自主管理認証制度の充実

- ・対象業種の拡大（認証基準の設定）
- ・制度の普及推進
- ・審査事業者への指導、説明

##### ○ プラン2 東京都生産情報提供食品事業者登録事業の促進

- ・登録事業者の拡大
- ・事業の普及促進
- ・他団体、関東近県の同種事業との連携

- 事業者による安全な食品の供給
- 自主管理に取組んでいる施策や生産情報が明らかになることにより、都民へ安心を提供

### ◆ 悪影響の芽をキャッチして安全を先取りするプラン

生産から消費に至る安全確保と重大な健康被害のおそれがある場合に迅速・的確に対応する体制を確立

#### 具体的な施策

#### 到達点

##### ○ プラン3 情報収集、分析・評価と施策への反映

- ・調査研究の推進
- ・情報収集、整理（安全リポートの公表）
- ・東京都食品安全情報評価委員会による評価
- ・施策への反映（必要に応じて「安全性調査」の実施）

##### ○ プラン4 全局的な危機管理体制の強化

- ・重大、大規模な危害発生時の対応マニュアル整備

##### ○ プラン5 輸入食品の安全対策の充実

- ・輸入食品専門監視班による監視指導の実施
- ・放射線照射食品など生産情報に基づく効果的な検査実施

##### ○ プラン6 農産物の生産段階での指導充実

- ・農産物の安全な生産方法に関する指針作成とその普及

##### ○ プラン7 農業生産情報化対応した検査体制の整備

- ・輸入農産物をはじめ生産情報の収集

- ・情報に基づく効果的な検査等の実施

##### ○ プラン8 いわゆる健康食品対策の推進

- ・試験調査の実施

- ・都民への調査結果、健康被害情報の提供

- 適切な情報提供による都民の合理的行動の醸成

- 事故発生における被害の拡大防止

- 違反・有害食品の的確な排除

- 生産から消費まで一貫した食品安全の指導体制構築

### ◆ 安全をみんなで考え創設するプラン

リスクコミュニケーションを通じて、都・都民・事業者が食品の安全に関する共通認識を造成し、相互協力を推進するための基盤づくり

#### 具体的な施策

#### 到達点

##### ○ プラン9 リスクコミュニケーションの推進

- ・都民、事業者等関係者によるあり方の検討
- ・あり方に基づくパイロット事業の実施

##### ○ プラン10 食の安全に関する食育の実施

- ・関係局の連携により、地域・学校・家庭での食育の推進

##### ○ プラン11 情報共有化の観点から「適正な食品表示」の推進

- ・事業施設で適正表示の推進の核となる者の育成

- ・都民へ食品表示の意味・意義に関する普及啓発

- 安全に関する情報の共有化

- 安全に関する共通認識の醸成

- 安全確保に関する協働・連携の推進

## 第4 計画の実現に向けての考え方

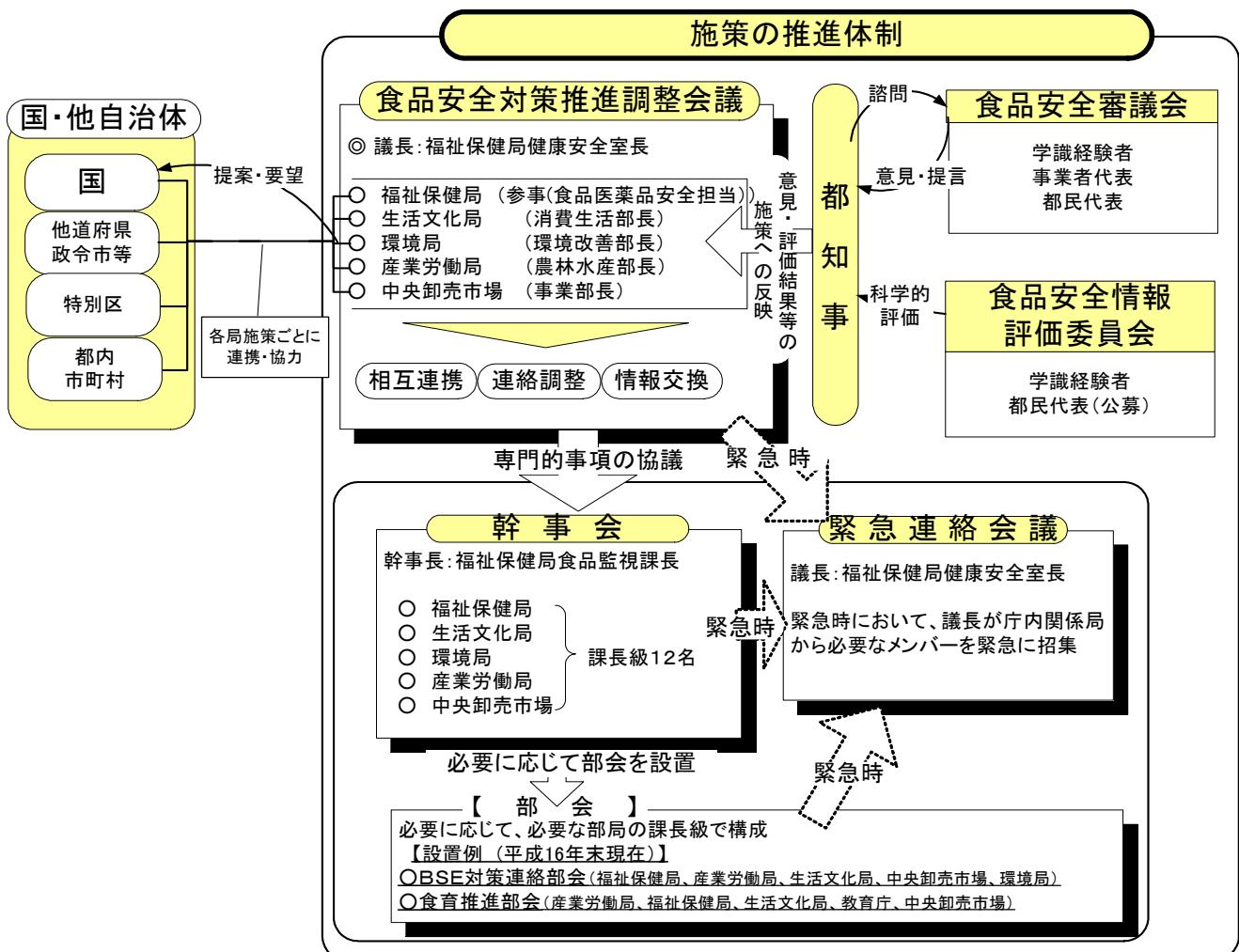
第1で示した考え方のとおり、施策を計画的かつ総合的に進めるためには、都における推進体制を確立するとともに、計画を定期的に検証し、見直しを行っていく必要がある。こうした考え方に基づき、本計画の実現に向けて都が取組むべき事項は次のように整理できるものと考える。

### 1 施策の推進体制

食品の安全確保に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係各局の適切な連携を図っていくことが求められている。このため、平成15年に設置された「食品安全対策推進調整会議」を活用し、全庁的な食品の安全・安心の向上を図るために取組を積極的に推進していくことが必要である。

また、都内に流通する食品の多くが海外や他道府県で生産・製造されたものであることから、関係各局において国や他自治体との連携を積極的に推進していくことにより、都における生産から消費至る一貫した食品の安全確保を図っていくことも配慮が必要である。

さらに、都民、事業者など関係者の意見を反映した施策を進めて行くため、食品安全条例に定める知事の附属機関である「食品安全審議会」からの意見や提言を活用するとともに、「食品安全情報評価委員会」における科学的評価を踏まえ、科学的根拠に基づいた適切な未然防止策を推進していくことが必要である。



## 2 計画の推進と検証

本計画を着実に推進していくために、第3に掲げた戦略的プランを中心に、その進ちょく状況等を把握し、適切な点検と進行管理を行っていくことが必要である。また、把握した進ちょく状況は、定期的に年度ごとに食品安全審議会へ報告していくとともに、計画の中間年度において、施策の体系の現況とあわせて広く都民に公表していく必要がある。

今日、食品の安全に関する問題は、現時点では十分に認識されていない新たなリスクの顕在化、また、より高度な製造技術の進展、さらには、より迅速かつ微量な分析を可能とする検査法の開発など、科学技術の進歩、国内外の諸状況によって大きく変化する。このため、本計画については5年後に次期計画を策定し、計画期間の途上において、改定が必要となった場合には、食品安全条例の規定に基づき、あらためて食品安全審議会への諮問など所要の手続きを行う必要がある。

食品の安全確保は、都民が健康で豊かな生活を営むうえで、不可欠な要因である。本計画を着実に進行していくため、全庁的な推進体制の充実を図りながら、都が行うすべての施策を、本計画に示された考え方に基づき、食の安全を取巻く状況を十分に考慮して策定、実施して必要がある。